

平成27年6月橋本市議会定例会会議録（第6号）その2
平成27年7月3日（金）

（午前9時30分 開議）

す。

○議長（中本正人君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）ただ今から、去る6月17日開催の第91回全国市議会議長会定期総会において、石橋英和君の全国市議会議長会評議員及び全国市議会議長会地方行政委員会委員としての功績に対し贈られた感謝状の伝達を行います。

○議会事務局長（石井 豊君）石橋英和殿。

○議長（中本正人君）（感謝状朗読）

（感謝状伝達）（拍手）

○議長（中本正人君）（感謝状朗読）

（感謝状伝達）（拍手）

○議長（中本正人君）以上で、感謝状の伝達を終わります。

○議長（中本正人君）この際、報告いたします。総務委員会委員長田中君から、平成27年6月26日付をもって議案1件が、議会運営委員会委員長岡君から、平成27年7月2日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番 石橋君、6番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第4号 橋本市健康増進計画策定・推進委員会条例について

○議長（中本正人君）日程第2 議案第4号 橋本市健康増進計画策定・推進委員会条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）皆さん、おはようございます。

去る6月25日の本会議において、本委員会に付託された 議案第4号 橋本市健康増進計画策定・推進委員会条例について を審査するため、6月30日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第4号は、健康増進法に基づき、橋本市健康増進計画を策定し、推進するにあたり、学識経験者や関係団体などの意見を反映するため、附属機関として橋本市健康増進計画策

定・推進委員会を設置するものである。

委員から、策定推進委員会の委員が選出される団体の一つであるが、食育活動関係機関とはどのような団体かとのただしがあり、橋本市食生活改善推進協議会のことであるとの答弁がありました。

策定推進委員会の委員選出に関して、市民公募も行うのかとのただしがあり、市民の代表として公募の方法も考えているとの答弁がありました。

健康増進計画の計画期間について ただしがあり、計画期間については、目標達成年度を国策定の健康日本21（第2次）や県策定の第3次和歌山県健康増進計画の最終年度である平成34年度とし、7年間をめどとして考えているとの答弁がありました。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号 橋本市健康増進計画策定・推進委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第3 議案第12号 訴訟の提起について

○議長（中本正人君）日程第3 議案第12号 訴訟の提起について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告を行います。

去る6月25日の本会議において、本委員会に付託された 議案第12号 訴訟の提起について を審査するため、6月26日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第12号は、平成24年8月10日付で大規模太陽光発電事業用地として賃貸借契約を締結した市有地において、相手方が設置したソーラーパネルによる光害及び雑草の繁茂による景観阻害等に対する善処を繰り返し要請するも、一向に応じず、市が通告した期限内に催告事項を履行しなかったことにより、平成27年3月15日限りにおいて賃貸借契約は解除となったため、本件土地の地上物件の収去及び本件土地の明け渡し請求の訴えを提起するものである。

委員から、契約時に相手方の資金力等、事業遂行能力を確認したのかとのただしがあり、資金力を調査したという記録は残っていないとの答弁がありました。

太陽光発電をするにあたっては、当該事業者はシステムパートナーとして、どのメーカーと契約しているかを調査したかとのただしがあり、当初の提案では、シャープのソーラーパネルを使って実施したいという提案であったが、結果として双方の協議が整わず別

メーカーで実施しているということであるが、パネルメーカーがシャープであることをもって賃貸借契約を締結したわけではないとの答弁がありました。

今回、賃貸借契約を解除するまでは滞りなく賃料は支払われていたか、また、その支払われた総額はいくらかとのただしがあり、平成24年10月の契約締結から解除までの賃料300万1,000円、原状回復義務保証金875万円、そして敷金120万400円をいずれも全額納付済みであるとの答弁がありました。

訴訟に至るまでの経過についてただしがあり、まずは相手方とその事業パートナー、そして市の三者で調停を3度実施し、それ以降も顧問弁護士を通して協議を重ねたが、改善が見込めなかったため今回の訴訟という判断となったものであるとの答弁がありました。

裁判の見通しについてただしがあり、訴え自体は施設の撤去と土地の明け渡しであるが、当初の目的どおり適正な管理のもと事業を継続することが最善と考えており、当事者で和解や調停など、いろんな解決策が出てくる可能性があると考えている。その中で双方合意できる場所があれば、その時点でまた市として判断をすればよいと考えているとの答弁がありました。

ソーラーパネルによる光害についてただしがあり、稼働状況にかかわらず光の乱反射が生じるため、パネルの角度を変えることが有効であるが、一部の角度変更には対応していないことから、全ての角度を変えるよう要請していたものであるとの答弁がありました。

訴訟後も現状のまま稼働することなく施設を撤去することになった場合の費用についてただしがあり、契約上の原状回復義務保証金は約7,000万円であるが、設備構造が簡素であ

ることから2,000万円も要しないのではないかと考えている。施設自体は完成に近いところまできており、耐用年数も過ぎていないことから、訴え自体は撤去ということではあるが、可能性として、市としては撤去しないで使用していくという方法も考えられるのではないかと思うとの答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同よろしくお願いたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 訴訟の提起について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 市道路線の認定及び廃止について

○議長（中本正人君）日程第4 議案第11号 市道路線の認定及び廃止について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）それでは、経済建設委員会より委員長報告をいたします。

去る6月25日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 市道路線の認定及び廃止についてを審査するため、6月29日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第11号は、大型量販店が市脇地区に出店を計画していることに関連し、道路としての利用がなくなる市道市脇区内相賀神社線の一部を市道廃止するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、大型量販店が出店した場合、市道廃止部分はどのように取り扱うのかとのただしがあり、市道廃止すると行政財産になるが、さらに用途廃止し地番設定をすることで普通財産となる。廃止部分が大型量販店の敷地内にあるため、橋本市公有財産規則に基づき、大型量販店と借地契約して借地料を徴収することになる。借地料については、橋本市行政財産使用料条例において土地評価額に100分の4を乗じて得た額と規定している

との答弁がありました。

市道廃止部分の面積について ただしがあり、239.48㎡であるとの答弁がありました。以上、報告終わります。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。